

知財教育の新しい動き

三重県立津商業高等学校・世良 清

要旨 2016年3月に内閣官房知的財産戦略推進事務局によって「知財教育タスクフォース」が2回にわたって開催され、本年5月に公開された「知財推進計画」には取り組むべき施策が示されるなど、社会において知的財産に関する教育に関する大きな動きがあった。一方、今後、解決が望まれる課題が山積している様態でもある。

1. はじめに

内外の社会経済情勢の変化に伴い、わが国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産(知財)の創造、保護及び活用に関する施策を推進するため、2003年3月、内閣に知財戦略本部が設置され、以来、「知財教育」が進展されてきたが、本年5月に公開された「知財推進計画」に大きな動きがあった。それは、小学校から始まりすべての学校種で行うことが述べられたことにある。筆者らは、知財教育の重要性を呼びかけ、日本での知財教育の構築を提案してきた。今、改めて「知財教育の新しい動き」を把握し、議論を深める場としたい。

2. 知財教育とは

まず、「知財教育」とは何かを定義しておきたい。著作者や創造者らに敬意をもって接し、あるいは創意工夫してアイデアを生み出し、発明を生み出すことは「広い意味での知財教育」ということになる。一方、「商標権や特許権などの産業財産権を取得すること」「知財権をビジネスに活用すること」などは「狭い意味での知財教育」すなわち「知財権教育」と言うことができる。この狭義・広義の知財教育を「統合した知財教育」を進めることが重要であると考えられる。

3. 「知的財産推進計画2016」について

「知財教育・知財人材育成の充実」について、「知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは、それを実行する人材である。これらの人材を育てる基盤となるのは教育である」と明確に定義され、今後取り組むべき施策として、「初等、中等、高等教育の各段階に応じ、社会と協働した知財教育を推進する」とある。

3.1 小中高等学校、大学等における知財教育の推進

「小中高等学校における知財教育の推進」に関して、「次期学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知財に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知財の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る(文部科学省)」こと、「先進的な理数教育を実施する高等学校等に対し、今後は、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則等の知識を実社会と関わり得る形にまで具現化することができる、「創造性の発展」を目指し、その資質・能力が将来的な知財の積極的活用・事業化へとつながる取組を併せて実施すること、「大学等における知財教育の推進」に関して、「知財に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知財及び標準化に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す」こと、と、学校段階に応じた内容が示された。

さらに、「大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知財の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す」標準化を担える人材基盤の拡大に向けて、大学においては、1回限りの標準化講座のみならず、文科系・理科系を問わず、学期を通じた講座の導入を推進するなど標準化に係る教育の拡充を図る」「知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる」ことなど、より具体的な内容に及んでいる。

3.2 地域・社会と協働した学習支援体制の構築

「知財教育推進コンソーシアム(仮称)の構築」に関して、「地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するため、関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」を2016年度中に構築すること、「知財教育推進コンソーシアム(仮称)を活用し、各教科等で活用可能な知財に関する話題も含め、教育現場に提供できる知財教育に関連するコンテンツを幅広く集約し、広く周

知する」(地域コンソーシアム(仮称)の形成に関して、「教育現場における創造性の涵養とともに、知財の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム(仮称)」の構築を促進する」ことが挙げられた。

3.3 知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

「教材等の充実」に関して、「産業財産権のみならず、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発・普及すること、「知財教育に関わる教員を支援するため、開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する」こと、「知財教育プログラムの国際化」に関して、「国際的な素養を身に付けるため、英語による知財関係科目の充実を促すとともに、留学生の派遣・受入れを通じた双方向の交流を推進する」「我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる」「国民への普及・啓発、資格制度の活用」に関して、「知財に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知財管理技能検定等、知財関連資格の取得を推奨する」が挙げられた。

さらに、「未成年発明の保護環境の整備」に関して、「教育現場において未成年者により創作されたいわゆる未成年発明について、プライバシーの保護及び未成年者による創造活動の更なる活性化の両方の側面から、特許公報における住所、法定代理人等の記載の在り方について検討する」とあり、筆者が課題としている生徒による産業財産権の出願にかかわる問題がクローズアップした。

4 「学業発明」の問題

未成年発明の問題に関して「学業発明」の問題がある。筆者は、特許権や商標権などの産業財産権の出願指導に際して、授業で行う創意工夫や発明の成果としての権利の持ち分については「職務発明」とは異なる「学業発明」の概念を明確にするべきであることを問題として捉えている。

日本において、明治42年の特許法においては職務上又は契約上なした発明の特許を受ける権利は、「使用者主義」の立場をとっていた。大正10年法において、「職務発明」の定義について規定し、「発明者主義」を基本的理念とした。昭和34年法では、特許を受ける権利や特許権は原始的に従業者である発明者に帰属するという発明者主義をとり、その使用者への承継に際しては相当の対価(補償金)の支払を受ける権利が従業者にあるという権利主義を基本的理念とした。さらに昭和16年法において、職務発明の特許を受ける権利等の承継等に関しては、従業者等は、使用者等に比べ交渉力が弱く、不利な立場になりがちであることから、従業者等を保護するため、契約、勤務規則その他の定めにより従業者等から使用者等に特許を受ける権利等が承継等される場合には、契約、勤務規則その他の定めにおいて、従業者等が支払を受けることができる「相当の対価」の支払を受ける権利を従業者等が有することを定めている。その後、平成27年法において、相当の対価を、「相当の金銭その他の経済上の利益」(「相当の利益」)に変更し、従業者等による職務発明について、契約等においてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利はその発生時から使用者等に帰属する旨規定された。

職務発明のこうした法改正は、その社会背景に即し変遷してきたが、小中高校や大学などの教育機関での児童生徒・学生の発明や産業財産権の権利化については、近年の知財教育の推進によって新たに発現してきたものであり、その在り方についての議論はまだ進んでいない。しかし、知財権教育の推進にあたっては、これら課題の把握整理が急務であり、筆者は「相当の利益」を享受することのない学校教育での権利化は、職務発明とは区別した「学業発明」と呼ぶこととしたい。「学業発明」は、児童生徒・学生と、指導する教員との持ち分の割合はどのようにすべきか、あるいは、未成年者の出願には、法定代理人が必要となることから、両者の利益相反の問題など、課題が山積している。

5. まとめ

学校教育において、知財教育を進めるにあたって様々な課題に直面する。これら課題解決に向けては、究極的には法制度の改正が望まれるが、それ以前に学校教育現場での指導者の意識改革が合わせて必要と思われる。

引用・参考文献 日本知財学会知財教育分科会編集委員会編『知財教育の実践と理論 小・中・高・大の知財教育の展開』白桃書房、2013